国の会計帳簿及び書類の様式等に関する省令等の一部を改正する省令

（国の会計帳簿及び書類の様式等に関する省令の一部改正）

第一条　国の会計帳簿及び書類の様式等に関する省令（大正十一年大蔵省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその傍記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第十六号書式 ［書式　略］ 備考 ［１～４　略］ ５　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。	第十六号書式 ［書式　同左］ 備考 ［１～４　同左］ ［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（税務官署における収入官吏及び出納員並びに歳入歳出外現金出納官吏の備えるべき現金領収証書に関する省令の一部改正）

第二条　税務官署における収入官吏及び出納員並びに歳入歳出外現金出納官吏の備えるべき現金領収証書に関する省令（昭和二十五年大蔵省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一号書式 ［書式　略］ 備考 ［１～３　略］ ４　金銭登録機を用いて現金の出納を行う収入官吏又は分任収入官吏（収入官吏代理又は分任収入官吏代理を含む。）で財務大臣の指定するもの（以下「指定収入官吏等」という。）にあつては、領収証書である旨を表示する文字、納入者ごとの整理番号、領収年月日、領収金額又は歳入科目の表示に代わるべきものとして、財務大臣が定める符号及び指定収入官吏等の在勤官庁名を記載した書面をもつて領収証書に代えることができる。この場合においては、領収年月日、当該符号ごとの領収金額の日計額及び指定収入官吏等の官職氏名を記載した書面並びに納入者ごとの領収金額を表示した内訳書類（以下「書面等」という。）の送付又は送信（書面等の情報を電子情報処理組織（国税局及び沖縄国税事務所並びに税務署の歳入徴収官、分任歳入徴収官、歳入徴収官代理及び分任歳入徴収官代理（以下「歳入徴収官等」という。）並びに指定収入官吏等がその所掌に属する歳入の徴収及び収納に関する事務を処理するため、財務省に設置される電子計算機と歳入徴収官等及び指定収入官吏等の所在する官署に設置される入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して電気通信回線を通じて転送することをいう。）をもつて領収済報告書の送付に代えることができる。 ５　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。	第一号書式 ［書式　同左］ 備考 ［１～３　同左］ ４　金銭登録機を用いて現金の出納を行う収入官吏又は分任収入官吏（収入官吏代理又は分任収入官吏代理を含む。）で財務大臣の指定するもの（以下「指定収入官吏等」という。）にあつては、領収証書である旨を表示する文字、納入者ごとの整理番号、領収年月日、領収金額又は歳入科目の表示に代わるべきものとして、財務大臣が定める符号及び指定収入官吏等の在勤官庁名を記載した書面をもつて領収証書に代えることができる。この場合においては、領収年月日、当該符号ごとの領収金額の日計額及び指定収入官吏等の官職氏名を記載した書面並びに納入者ごとの領収金額を表示した内訳書類をもつて領収済報告書に代えることができる。 ［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	